

(別紙)

**報道発表**平成21年4月10日  
財務省

外国為替及び外国貿易法に基づく銀行等の確認義務(北朝鮮に係る対応措置  
関連)の周知徹底を要請しました

財務省は、本日の閣議決定「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づく措置を受けて、平成21年4月10日付で、関係金融機関の代表者宛に外国為替及び外国貿易法第17条の規定による銀行等の確認義務について周知徹底を要請しました。

(参考1) 本日の閣議決定に基づく措置の内容

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引を、外国為替及び外国貿易法第52条等の規定による経済産業大臣の承認等を受けるべきものとして指定する措置の平成22年4月13日までの1年間延長。

(参考2) 銀行等の確認義務

外国為替及び外国貿易法は、対外取引の終局段階である支払等が専ら銀行等を通じて行われることから、銀行等に対して、顧客と支払等に係る為替取引を行うに当たり、当該顧客が外国為替及び外国貿易法上の許可等を受けていることを確認する義務を課している。

連絡・問い合わせ先  
財務省国際局調査課  
外国為替室  
TEL 03-3581-4111 内線 2862、5289